

第1章

序論

第1節 計画の目的

第2節 計画策定の背景

第3節 計画の役割及び期間

第4節 富岡市の概況

第1節 計画の目的

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが、国際社会における取り組みと連動しながら着実に進んでいます。

しかし、性別による固定的な役割分担意識や古い社会制度・慣習が、いまだ根強くあり、「女だから」「男だから」という枠にとらわれ、不利益を感じることもまだ多くあるようです。

一方で、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化と国際化、情報通信の高度化、家族形態の多様化など、急激な社会情勢に対応していくうえでも、女性も男性も、職場や学校、地域や家庭でそれぞれの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が望まれています。

合併前の富岡市では、男女がお互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を図るため、平成12年に「富岡市男女共同参画プラン～男女でつむぐ しなやかシルクタウン～」を策定し、平成17年度末までを計画期間として各種施策を実施してきました。

そして、平成18年3月に妙義町との合併により、前述の「富岡市男女共同参画プラン」の見直しを行い、新富岡市として新たな基本計画を策定することになりました。

このような経過から本計画は、富岡市の現状や国・県などの動向をふまえながら、教育行政、福祉行政、労働行政などの各種施策を男女共同参画の視点から見直すとともに、体系化を図り、富岡市における具体的な男女共同参画の取り組みの指針となることを目的として策定するものです。

第2節 計画策定の背景

1 世界の動き

国際連合は昭和50（1975）年を「国際婦人年」と定め、「平等・開発・平和」をスローガンとしました。同年メキシコシティで開催された国際婦人年世界会議（第1回世界会議）では、向こう10年間の各国の取り組むべき指針となる「世界行動計画」が採択され、ここに、世界的な規模での男女平等を実現するための取り組みが始まりました。

昭和54（1979）年には、「女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）」が国連総会において採択されました。その後、昭和60（1985）年に開催された第3回世界女性会議（ナイロビ会議）において「国連婦人の10年」に掲げられた「平等・開発・平和」の目標を達成するための努力を継続していくことが確認され、「ナイロビ将来戦略」が採択されました。

平成7（1995）年には、北京において第4回世界女性会議が開催され、「ナイロビ将来戦略」の完全実施と12の重大問題領域についての取り組みを求める「北京宣言」及び平成12（2000）年までに各国がとるべき行動指針である「行動綱領」が採択されました。

平成12（2000）年6月、ニューヨークにおいて「女性2000年会議：21世紀に向けた男女平等、開発および平和」と題する国連特別総会が開催され、「北京行動綱領」の進捗状況を検討・評価するとともに、課題を明らかにし、一層の行動を求める「政治宣言」並びに「成果

文書」が採択されました。

平成 17 (2005) 年 2 月から 3 月にかけて、ニューヨークにおいて、第 4 回世界女性会議 10 周年を記念する会議として、第 49 回国連婦人の地位委員会 (「北京 + 10」閣僚級会合) が開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性 2000 年会議成果文書」の実施状況の評価や今後の課題についての協議が行われました。会議の最終日には、「宣言」及び 10 項目からなる「決議」が採択されました。

2 国の動き

我が国における取り組みとしては、昭和 50 (1975) 年、総理府に婦人問題企画推進本部が設置され、昭和 52 (1977) 年には「国内行動計画」が策定されました。

昭和 60 (1985) 年には、「女子差別撤廃条約」の批准を契機に法や制度の整備が図られてきました。

平成 6 年 (1994) 年には、男女共同参画社会実現に向けて総合的、効果的な推進を図るため、内閣総理大臣を本部長とする男女共同参画推進本部が設置されました。

平成 11 (1999) 年 6 月には、国、地方公共団体をはじめ国民が、男女共同参画社会への一層の取り組みを行っていく上での法的な根拠となる「男女共同参画社会基本法」が、公布・施行されました。

平成 13 (2001) 年 1 月の中央省庁等改革に伴い、新たに設置された内閣府に、重要施策に関する会議の一つとして男女共同参画会議が設置され、社会のあらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させる組織体制の強化が図られました。

平成 13 (2001) 年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (DV 防止法) が制定されました。

平成 17 (2005) 年 12 月には、「男女共同参画基本計画 (第 2 次)」が閣議決定されました。

3 県の動き

群馬県では、昭和 50 (1975) 年国際婦人年を契機とする国際的な動きや国の「国内行動計画」策定などを背景として、昭和 55 (1980) 年に女性施策の基本方針を明らかにした初めての計画として、「新ぐんま婦人計画」を策定しました。

その後、21 世紀を展望しつつ、西暦 2000 年までを目標年次とする「新ぐんま女性プラン」を平成 5 (1993) 年に策定し、有識者による新ぐんま女性プラン委員会と庁内組織である女性行政推進連絡会議を中心に、女性施策の推進体制を整備するとともに、様々な施策に取り組みました。

平成 11 (1999) 年 6 月に施行された「男女共同参画社会基本法」の趣旨を踏まえ、平成 13 (2001) 年 3 月に同法に基づく計画として、「ぐんま男女共同参画プラン」を策定しました。

また、平成 13 年度に「ぐんま男女共同参画プラン委員会」を設置し、条例の制定について検討を開始しました。

そして、平成 16 (2004) 年 3 月に「群馬県男女共同参画推進条例」を制定し、平成 18 (2006) 年 3 月に「群馬県男女共同参画基本計画 (第 2 次)」を策定しました。

4 富岡市の動き

平成18(2006)年3月27日、旧富岡市と旧妙義町の2市町が、合併により誕生しました。旧富岡市では、平成12(2000)年3月に男女共同参画に向けた「富岡市男女共同参画プラン～男女でつむぐ しなやかシルクタウン～」を策定し、このプランに基づき諸施策に取り組んできました。

平成18(2006)年8月、富岡市における男女共同参画社会の形成に向けて、広範囲な各分野からの意見を反映させ総合的な政策を推進するため、推進委員会が設置されました。この推進委員会には、市内有識者・関係団体代表などによる「男女共同参画推進委員会(庁外)」と庁内関係部課長職による「男女共同参画庁内推進委員会」の2委員会があり、連携を図りながら基本計画のあり方について検討を開始しました。

平成18(2006)年9月、「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。この調査は、社会のあらゆる分野で男女がともに参画できるまちづくりを実現するため、家庭、地域社会、職場などの様々な場面における意識と実態を把握し、今後の男女共同参画社会の実現に向けて、市が取り組むべき施策の基礎資料とすることを目的に実施されました。この調査結果を集計後、平成19年(2007)6月、「富岡市男女共同参画市民意識調査報告書」を作成しました。

平成20(2008)年7月、「女性団体・企業・企業で働く女性」を対象に意識調査を実施しました。この調査は、男女共同参画型まちづくりの将来像をさぐる視点から女性団体・企業・企業で働く女性に対面して、実際の生の声を聞かせていただきました。この調査結果を集計後、同年8月、「女性団体・企業・企業で働く女性による意識調査結果報告書」を作成しました。

新たな「富岡市男女共同参画基本計画」策定にあたって、旧プラン「富岡市男女共同参画プラン～男女でつむぐ しなやかシルクタウン～」の成果の評価・総括を行うとともに、「男女共同参画に関する市民意識調査」と「女性団体・企業・企業で働く女性に関する意識調査」の結果を分析し、今後の富岡市として取り組むべき男女共同参画施策を検討してきました。

富岡市の男女共同参画社会づくりに向けて、今後引き続き取り組むべき課題や新たな問題に対応するために「富岡市男女共同参画プラン～男女でつむぐ しなやかシルクタウン～」の見直しを行い、平成21(2009)年度を初年度とする「富岡市男女共同参画基本計画」を策定しました。

第3節 計画の役割及び期間

1 計画の役割

本計画は、「第1次富岡市総合計画」に基づく個別計画書として、男女共同参画社会の実現を目指す総合的かつ具体的な計画書としての役割を担っています。

また、本計画は、市が取り組むべき施策・事業が中心になっていますが、男女共同参画社会はそれだけで実現できるものではないことから、本市を構成する市民、民間団体、企業、企業で働く女性へもそれぞれの立場からの参加・協力を求めています。

なお、本計画策定の根拠法としては、「男女共同参画社会基本法」があり、政府及び都道府県に「男女共同参画基本計画」の策定義務を課し、市町村には、策定への努力義務を課しています。(本計画の資料5 6 ページ第1 3 条及び5 7 ページ第1 4 条第3 項参照)

(1) 富岡市の役割

本市が目指す男女共同参画のまちづくりの方向を明らかにするとともに、市政を男女共同参画の視点から見直し、今後5 年間に取り組むべき施策・事業を定めます。

(2) 市民・民間団体・企業の役割

家庭、地域、仕事・職場において、市民、民間団体、企業がそれぞれの立場から男女共同参画を進める共通目標・行動指針となるものです。

2 計画の期間

本計画の期間は、平成2 1 (2009) 年度から平成2 5 (2013) 年度までの5 年間とします。

第4節 富岡市の概況

1 県比較による概況

本市の人口は、県全体の2.6%を占めています。この人口の指標を「1」として本市の水準をみると、農業の農家数(1.44)・専業農家数(1.61)・農家就業人口(1.40)や工業の事業所数(1.73)・従業員数(1.45)、医療の病床(1.68)・医師数(1.32)では県平均水準をかなり上回っております。

しかし、住宅着工の着工新設住宅戸数(0.70)、商業の従業者数(0.84)・年間販売額(0.44)は、県平均水準を大きく下回っており、中でも商業の年間販売額がもっとも下回っているのがわかります。核家族世帯(0.96)、出生者数(0.93)、放課後児童クラブ利用者数(0.92)については、県平均水準をやや下回っています。

県に占める位置

項目		群馬県	富岡市	県に対する割合	指標	資料
人口	総人口(人)	2,016,027	53,372	2.6%	1.00	H19 県 移動人口調査
	女性就業者数	421,405	11,866	2.8%	1.06	H17 国勢調査
土地	面積(km ²)	6,363	123	1.9%	0.73	H19 国土地理院
	世帯数	742,122	18,764	2.5%	0.95	H19 県 移動人口調査
	65歳以上のいる世帯	274,493	7,965	2.9%	1.10	H17 国勢調査
	核家族世帯	435,420	11,095	2.5%	0.96	H17 国勢調査
	出生者数	17,061	419	2.5%	0.93	H18 人口動態調査
住宅着工	着工新設住宅戸数	17,292	319	1.8%	0.70	H17 国勢調査
	着工新設床面積(m ²)	1,669,737	57,688	3.5%	1.31	H17 国勢調査
農業	農家数(戸)	62,527	2,374	3.8%	1.44	H17 県 農林業センサス
	専業農家数	10,601	451	4.3%	1.61	H17 県 農林業センサス
	農家就業人口	71,696	2,657	3.7%	1.40	H17 県 農林業センサス
	農業産出額(千万円)	22,005	495	2.2%	0.85	H17 関東農政局
工業	事業所数	6,852	314	4.6%	1.73	H17 県 工業総括調査
	従業者数(人)	210,883	8,092	3.8%	1.45	H17 県 工業総括調査
	製造出荷額等(万円)	773,908,730	29,412,689	3.8%	1.44	H17 県 工業総括調査
商業	商店数	26,922	712	2.6%	1.00	H16 県 商業総括調査
	従業者数(人)	173,901	3,890	2.2%	0.84	H16 県 商業総括調査
	年間販売額(万円)	604,559,826	6,975,510	1.2%	0.44	H16 県 商業総括調査
保育	認可保育所定員数	39,790	1,310	3.3%	1.25	H19 県 福祉行政報告
	放課後児童クラブ利用者数	14,942	363	2.4%	0.92	H19 県 市町村別実施状況
医療	病院・診療所数	1,657	44	2.7%	1.00	H17 県 保健福祉課
	病床	24,277	1,077	4.4%	1.68	H17 県 保健福祉課
	医師数(人)	4,216	147	3.5%	1.32	H18 医師・薬剤師等調査

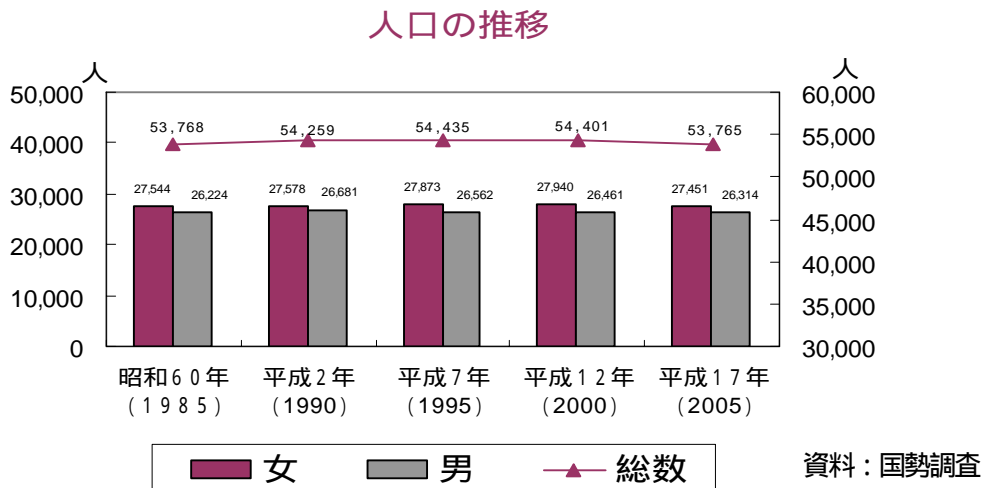
2 女性をとりまく状況

(1) 人口

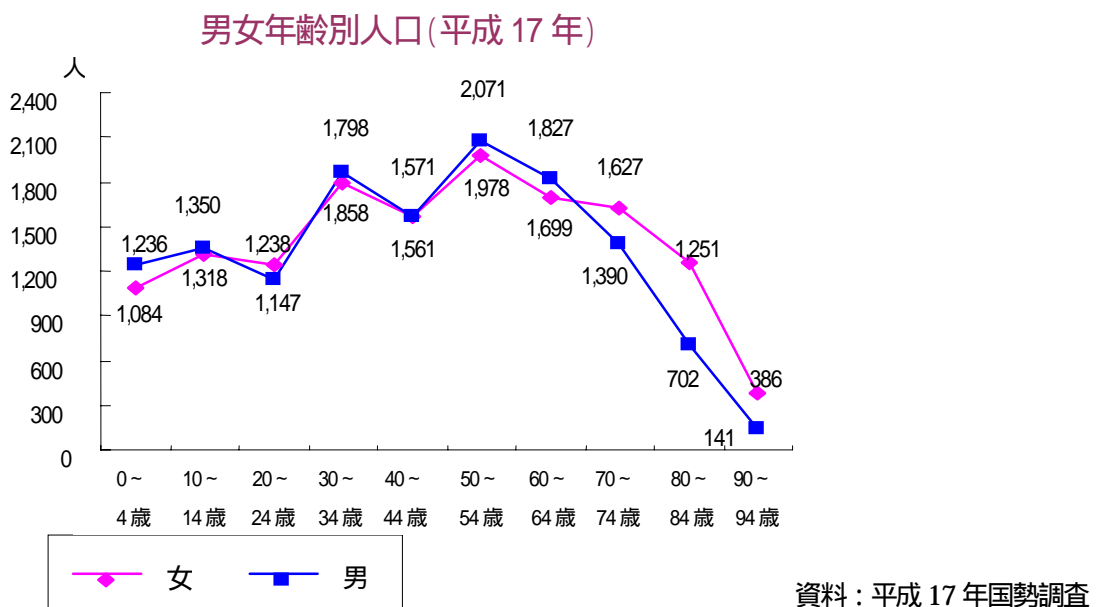
本市の総人口は、昭和60(1985)年以降増加傾向にありましたが、平成7(1995)年から緩やかに減少傾向が見え始め、平成17(2005)年には53,765人となりました。現在では、わずかに増加して53,826人(平成20年9月現在)となっております。

総人口に占める女性の割合は、昭和60年の51.2%から平成17年の51.1%とほとんど変化が見られません。

平成17年の5歳階級別人口を男女別にみると、0歳から14歳までは男性が多く、20歳から54歳までは男女差はあまり見られません。60歳代で一時的に男性が多くなっていますが、70歳以上から女性が男性を上回っており、最高齢になるほど女性が多くなっていることがわかります。



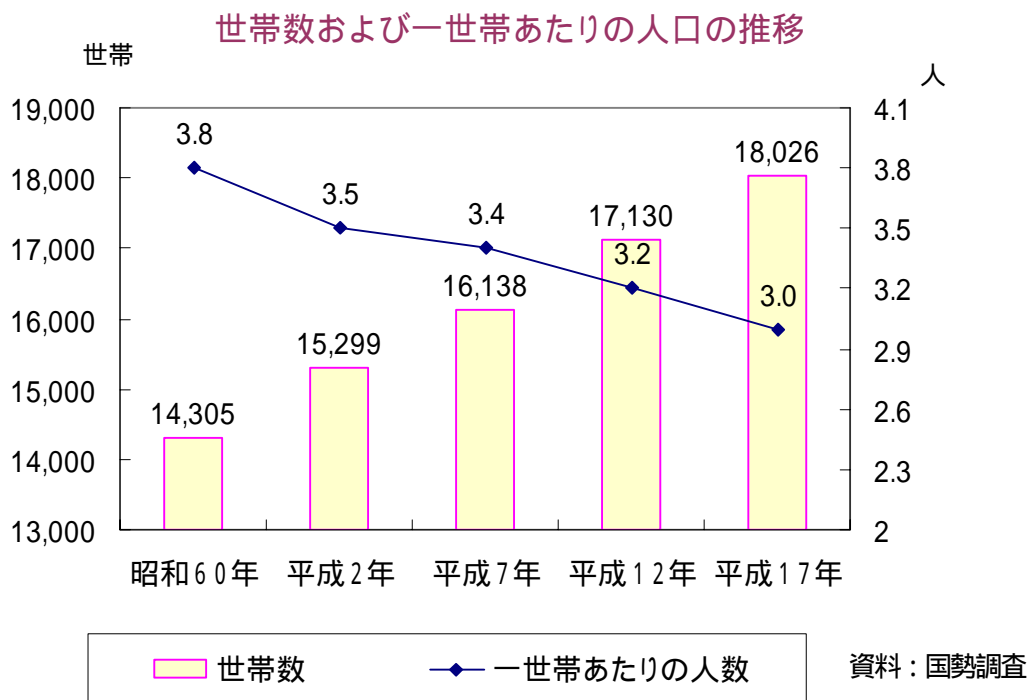
グラフ中の数値については、旧富岡市と旧妙義町の値を合算したものです。(以下同様)



(2) 世帯

本市においては、世帯数は増加傾向にあり、昭和60年と平成17年を比べると3,721世帯の増加となっています。

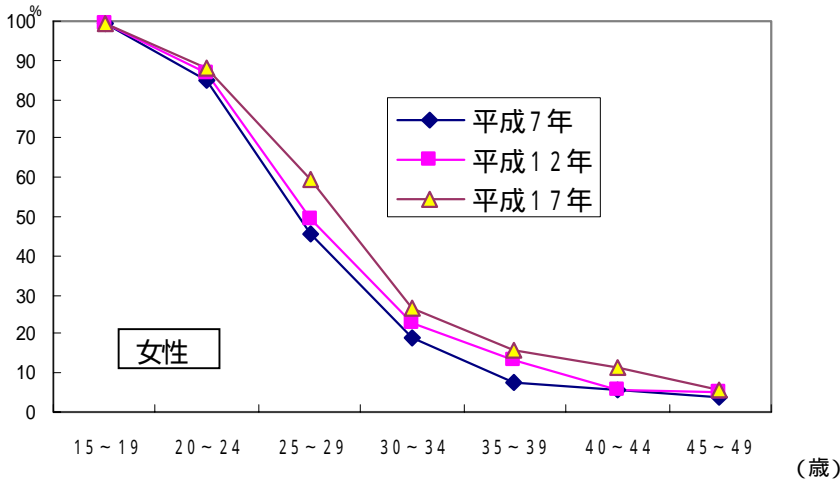
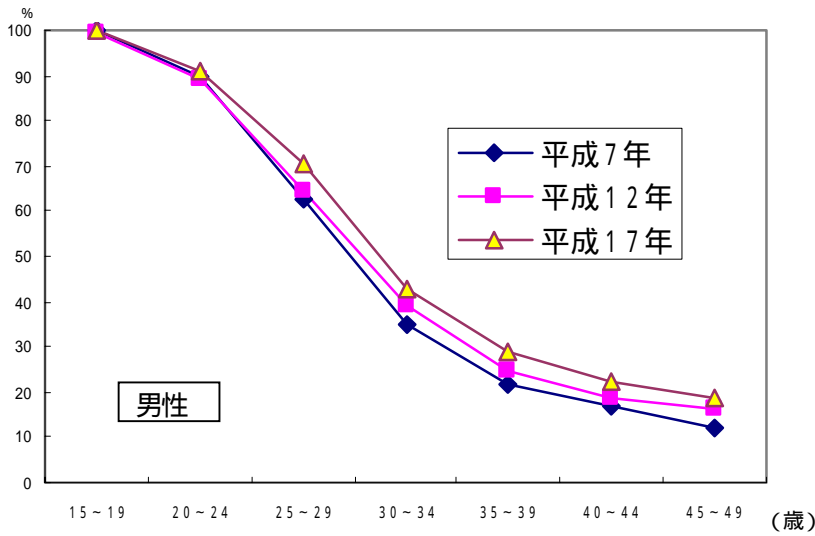
また、一世帯あたりの人口は、昭和60年の3.8人から平成17年の3.0人に減少傾向にあり、世帯人数の減少が進んでいます。



(3) 結婚

年齢別の未婚率の推移をみると、男女とも24歳まではあまり差がないのですが、25歳を過ぎたあたりから男女ともに全ての年代において、未婚率が増加していることがわかります。女性においては、20歳代後半から30歳代後半にかけて増加しており、晩婚化が進んでいることが考えられます。

年齢別未婚率の推移



資料：国勢調査

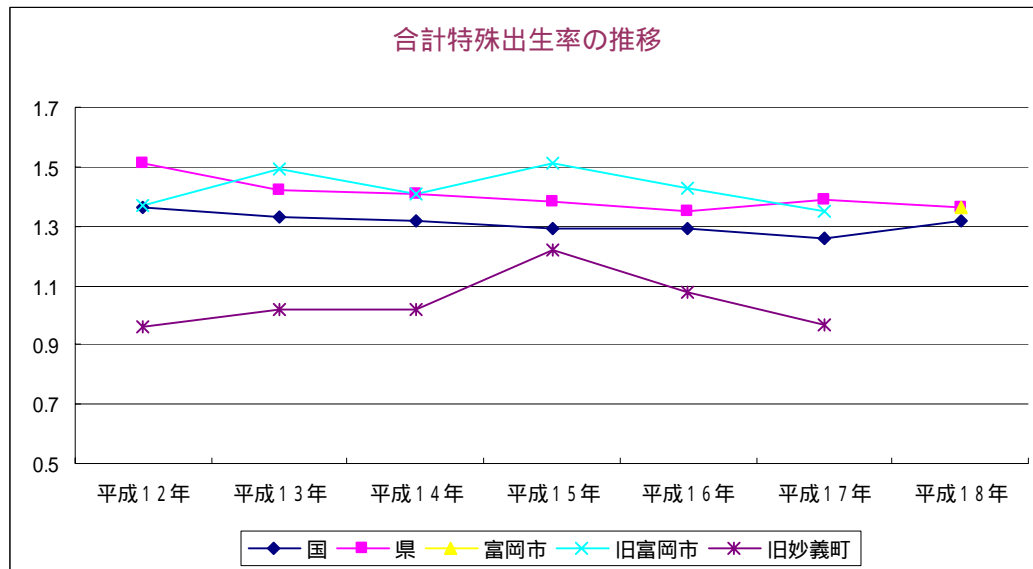
晩婚化の理由

女性	男性
仕事を持つ女性が増えて、女性の経済力が向上した	独身生活の方が自由である
独身生活の方が自由である	結婚しないことに対する世間のこだわりが少なくなった
結婚しないことに対する世間のこだわりが少なくなった	仕事を持つ女性が増えて、女性の経済力が向上した
仕事のためには独身の方が都合がよい	親離れできない

(4) 出 産

平成18年において、国、県、富岡市の合計特殊出生率を比較してみると、国1.32%、県・富岡市が同率で1.36%となっており、わずかではありますが国を上回っています。

出生率の低下が、少子高齢化や人口の減少といったことに結びつくと考えられます。



資料：人口動態統計

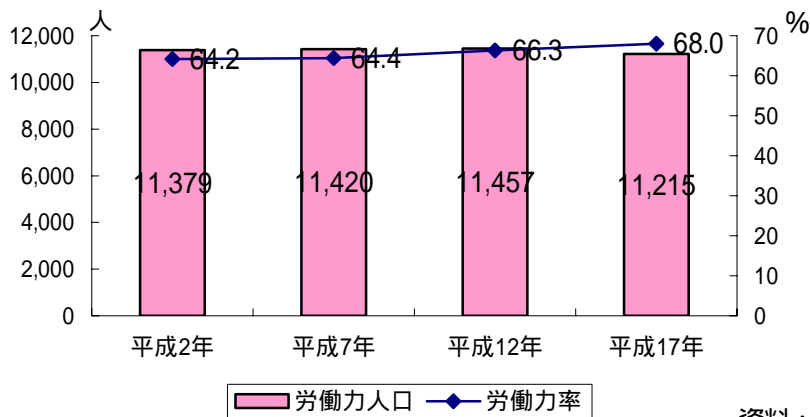
合計特殊出生率

女性が出産可能な年齢を49歳までと規定し、人口統計上の指標として一人の女性が一生に産む子どもの数を示したもの。

(5) 就 業

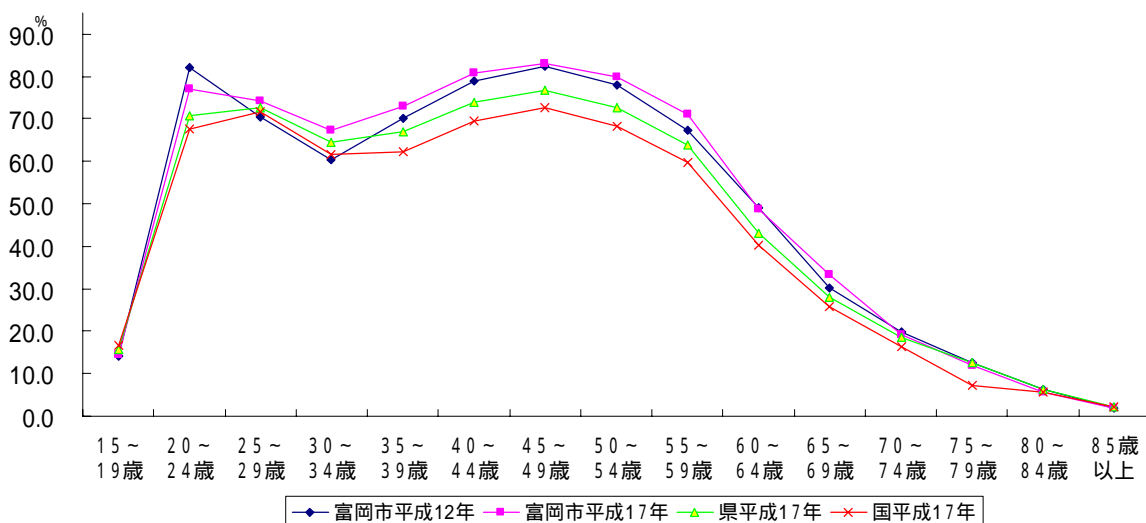
本市の女性の労働力人口（就業者＋完全失業者数）労働力率（15歳以上に占める労働力人口の割合）はともに上昇傾向にあり、平成17年の労働力人口は、11,215人、労働力率は、68.0%で、群馬県平均62.8%を上回っています。年齢別の労働力率は、20～24歳が77.2%で高く、子育て期間の25～34歳にかけて67.2%にまで落ち込んだ後、ゆるやかなカーブを描いて再び上昇し、45～49歳で83.2%と最も高くなり、再び下降していくMカーブを描いています。国・県と比べて、本市は、全体的に労働力が高くなっており、特に、40歳から49歳までは、国・県平均より10ポイント前後高くなっています。

女性労働力人口・労働力率の推移



資料：国勢調査

年齢別女性労働力率(平成17年)



資料：平成17年国勢調査